

難病患者等のみなさまへ

「障害者総合支援法」に基づく

サービスを利用できます

◆受けられるサービスの一部

障害福祉サービス

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 同行援護、行動援護（移動の援護、外出支援）
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 施設入所支援
- ・ 就労移行支援（一般企業への就労のための訓練）
- ・ 就労継続支援（一般企業への就労が困難な人へ働く場の提供） 等

相談支援

補装具

- ・ 車いすや歩行器などを購入する費用の補助

地域生活支援事業

- ・ 日常生活用具給付
- ・ 移動支援 等



◆手続き

- ・ 詳しい手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。